

電気通信主任技術者及び工事担任者の資格者証の交付申請の手数料の額の改正について
(電気通信事業法施行令の一部を改正する政令案)

1 改正の理由

電気通信主任技術者及び工事担任者の資格者証(以下「資格者証」という。)の交付申請及び再交付申請に係る手数料の額は、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 174 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、電気通信事業法施行令(昭和 60 年政令第 75 号。以下「施行令」という。)において定められている。

この手数料の額について、直近の改正(平成 12 年)から 20 年余が経過し、手数料の標準額との乖離が大きくなっていることから、令和 7 年度の人件費単価及び物件費単価を踏まえ改正する。また、資格者証の交付申請及び再交付申請は、令和 7 年 10 月から電子申請が可能となる予定である。電子申請が行われる場合は、受付・審査の一部が自動化されることから、これによる時間短縮を踏まえた手数料の額を設定する。

2 改正の概要

施行令第 13 条の規定に基づき別表第 2 において定める手数料の額を以下のとおり改正する。

種別	現行	改正後
資格者証交付申請に係る手数料の額 (書面申請の場合)	1, 700円	1, 900円
資格者証交付申請に係る手数料の額 (電子申請の場合)	—	1, 750円
資格者証再交付申請に係る手数料の額 (書面申請の場合)	1, 350円	1, 550円
資格者証再交付に係る手数料の額 (電子申請の場合)	—	1, 400円

3 改正の時期

令和 7 年 8 月 14 日公布、同年 11 月 5 日施行